

## 新旧対照表（豊岡地区）

以下、主な変更箇所を記しています。

全内容につきましては、一般ガス小売供給約款をご一読ください。

供給約款（豊岡地区）	小売約款（豊岡地区）（新）	備考
<p data-bbox="552 558 1050 699">一般ガス供給約款 （豊岡地区）</p> <p data-bbox="626 831 982 873">平成28年7月1日実施</p> <p data-bbox="581 1010 1026 1052">豊岡エネルギー株式会社</p>	<p data-bbox="1807 558 2306 699">一般ガス小売供給約款 （豊岡地区）</p> <p data-bbox="1881 831 2237 873">平成29年4月1日実施</p> <p data-bbox="1837 1010 2282 1052">豊岡エネルギー株式会社</p>	<p data-bbox="2703 548 2831 579">・名称変更</p> <p data-bbox="2703 814 2763 846">変更</p>

供給約款（豊岡地区）	小売約款（豊岡地区）（新）	備考
<p>2. 供給約款の認可及び変更</p> <p>(1) この供給約款は、ガス事業法第17条第1項の規定に基づき近畿経済産業局長の認可を受けて設定し、その後同項又は同条第3項の規定に基づき変更をしたものです。</p> <p>(2) 当社は、ガス事業法第17条第1項の規定に基づき近畿経済産業局長の認可を受けてこの供給約款を変更することがあります。又は、ガス事業法第17条第3項の規定に基づき、この供給約款を変更して、近畿経済産業局長に届け出ることがあります。これらの場合、料金その他の供給条件は、変更後の一般ガス供給約款によります。</p>	<p>2. この小売約款の変更</p> <p>(1) 当社は、この小売約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。</p> <p>(2) お客さまは、(1)に定めるこの小売約款の変更に異議がある場合は、この小売約款による契約を解約することができます。</p> <p>(3) この小売約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。</p> <p>① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>(4) この小売約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>	<p>現約款(1)～(2)削除</p> <p>(1)～(4)追加</p>
<p>II. 使用の申し込み及び契約</p> <p>5. 使用の申し込み</p> <p>(1)～(8)略</p>	<p>II. 使用の申し込み及び契約</p> <p>5. 使用の申し込み</p> <p>(1) 当社によるガスの供給を希望される方は、あらかじめこの小売約款等を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。</p> <p>(2) 申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 申し込みの受付場所は、当社又は当社の指定店といたします。</p>	<p>現約款5は新約款12-1へ移動</p> <p>(1)～(3)追加</p>

供給約款（豊岡地区）	小売約款（豊岡地区）（新）	備考
<p>6. 契約の成立及び変更</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>6. 契約の成立及び変更</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当社は、1 需要場所について、1 つのガス使用契約を締結いたします。</p>	(3) 追加
<p>7. 承諾の義務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>① 略</p> <p>② 災害等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合</p> <p>③～⑤</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>7. 承諾の義務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) お客様の資産となる3 (10) の境界線よりガス栓までの供給施設は、当社（導管部門）が工事を実施したものであることを条件といたします。ただし、当社（導管部門）が特別に認める場合はこの限りではありません。なお、当社（導管部門）が実施する工事は、当社（導管部門）が定める契約条件によるものとします。</p> <p>(3) 略</p> <p>① 略</p> <p>② 災害及び感染症の流行等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合</p> <p>③～⑤略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	(2) 追加  (3) ②変更
	<p>8. ガスの使用開始日</p> <p>当社は、お客さまとのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりといたします。なお、3 (27) のガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日とその開始日といたします。</p> <p>① ガス小売事業者又は当社（導管部門）による最終保障供給からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する16 (1) の定例検針日の翌日。ただし、お客さまの求めにより、当社が合意した日とする場合があります。なお、この場合は、お客さまから検針にかかる費用を申し受けます。</p> <p>② 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び36の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。）は、原則として、お客さまの希望する日。</p>	8 追加
<p>9. ガス使用契約の解約</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 当社は、35の規定によってガスの供給を停止されたお客さま又はガスの供給を停止されていない場合にも35の規定に該当するお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、文書でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。</p>	<p>10. ガス使用契約の解約</p> <p>(1) 引越し（転出）等の理由による解約</p> <p>① 略</p> <p>② 略</p> <p>(2) 他のガス小売事業者への契約切替えによる解約</p> <p>お客さまがガス使用契約を解約し、新たに他のガス小売事業者からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。</p> <p>当社は、当該ガス小売事業者からの依頼を当社（導管部門）を介して受け、お客さまとのガス使用契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、ガス使用契約は、新たなガス小売事業者からお客さまへのガスの供給を開始するために実施される検針日を解約日とします。</p> <p>(3) 略</p>	(1) 追加 現約款(1)を ①に変更 現約款(2)を ②に変更 (2) 追加

供給約款（豊岡地区）	小売約款（豊岡地区）（新）	備考
	<p>(4) 当社は、35(1)の規定によってガスの供給を停止されたお客さま又はガスの供給を停止されていなくても35(1)の規定に該当するお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガスの使用契約を解約することがあります。この場合、解約を予告する日と解約する日との間に15日間及び5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。</p>	(4) 変更
<p style="text-align: center;"><b>Ⅲ. 工事及び検査</b></p> <p>11. 工事の設計見積もり等 (1)～(2)略</p>	<p style="text-align: center;"><b>Ⅲ. ガス工事</b></p> <p style="text-align: center;">ガス工事は、当社（導管部門）の定める最終保障供給約款及び別途定める契約条件に基づき、当社（導管部門）が以下のように取り扱います。</p>	<p>現約款 1.1 削除</p> <p>追加</p>
<p style="text-align: center;"><b>Ⅳ. 検針及び使用量の算定</b></p> <p>16. 検 針</p> <p>—検針の手順— (1) 略 (2) 略 ①～⑤略</p>	<p style="text-align: center;"><b>Ⅳ. 検針及び使用量の算定</b></p> <p>16. 検 針</p> <p style="text-align: center;">ガスの検針は、原則として当社（導管部門）が行います。</p> <p>—検針の手順— (1) 略 (2) 略 ①～⑤ 略 ⑥ 8①ただし書に規定する日（お客さまの求めにより、当社が合意したガスの使用開始日）の前日 ⑦ その他当社（導管部門）が必要と認めた日</p>	<p>追加</p> <p>⑥⑦追加</p>
<p>17. 計量の単位</p> <p>(1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。 (2) 検針の際の小数点第1位以下の端数は読みません。 (3) 18(9)又は(12)の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第1位以下の端数は切り捨てます。</p>	<p>17. 計量の単位</p> <p>(1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。 (2) 検針の際の小数点第1位以下の端数は読みません。 (3) 18(9)又は(12)の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第1位以下の端数は切り捨てます。</p>	

供給約款（豊岡地区）	小売約款（豊岡地区）（新）	備考
<p>18. 使用量の算定</p> <p>(1) ~ (12) 略</p>	<p>18. 使用量の算定</p> <p>当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへ通知いたします。なお、その使用量は、以下のとおり、当社（導管部門）が算定いたします。</p> <p>—検針日及び料金算定期間—</p> <p>(1) 当社（導管部門）は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読み（以下「検針値」といいます。）により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。また、8なお書及び8①本文の場合には、使用開始日の前日の検針値を、前回の検針日における検針値として取り扱います。</p> <p>(2) ~ (12) 略</p>	<p>追加</p> <p>追加</p>
<p>23. 単位料金の調整</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>① 略</p> <p>② 平均原料価格（トン当たり）</p> <p>別表6の2（2）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が109,190円以上となった場合は、109,190円といたします。</p>	<p>23. 単位料金の調整</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>① 略</p> <p>② 平均原料価格（トン当たり）</p> <p>別表6の2（2）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p>	<p>②ただし書き 削除</p>
<p>34. 供給又は使用の制限等</p> <p>(1) 略</p> <p>①~⑦略</p> <p>(2) 略</p>	<p>34. 供給又は使用の制限等</p> <p>(1) 次の事由のいずれかに該当する場合には、当社（導管部門）の求めによりガスの供給を制限又は中止することがあります。</p> <p>① 当社の注入ガス量が当社（導管部門）の通知する注入指示量と著しく乖離する場合</p> <p>② お客さまが43に掲げる当社（導管部門）係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合</p> <p>③ お客さまが、ガス工作物を故意又は過失により損傷し又は失わせた場合</p> <p>④ お客さまが、38、40、及び41の保安に係る当社（導管部門）への協力又は責任の規定に違反した場合</p> <p>(2) 当社が（1）にかかわらずガスの供給を制限又は中止しない場合には、当社（導管部門）によりガスの供給の制限又は中止される場合があります。その際、当社（導管部門）は必要に応じお客さまに対し、ガスの供給の制限又は中止をする旨をお知らせすることがあります。</p> <p>(3) 略</p> <p>①~⑦ 略</p> <p>⑧ その他当社のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると認めた場合</p> <p>(4) 当社（導管部門）がガスの供給の制限又は中止をしたことに対するお客さまからの問い合わせ等に対しては、当社が対応させていただきます。</p> <p>(5) 略</p>	<p>(1) 追加</p> <p>(2) 追加</p> <p>⑧追加</p> <p>(4) 追加</p>

供給約款（豊岡地区）	小売約款（豊岡地区）（新）	備考
<p>35. 供給停止</p> <p>当社は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に少なくとも5日間(休日を含みます。)の日数をおいて予告いたします。</p> <p>①～⑧略</p>	<p>35. 供給停止</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に15日間及び5日間(休日を含みます。)の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。</p> <p>①～⑧略</p> <p>(2) 当社（導管部門）は、お客さまが次に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社（導管部門）が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クーリング・オフによりガス使用契約が解約される等の事由でガス小売供給に係る無契約状態となり、当社（導管部門）がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結しなかった場合</li> </ul>	<p>予告日変更</p> <p>(2) 追加</p>
<p>36. 供給停止の解除</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>36. 供給停止の解除</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 35(2)の規定により供給を停止した場合は、お客さまが新たなガス小売供給約款（最終保障約款を含みます。）を締結した場合に、当該新たなガス小売供給契約に基づき供給が再開されます。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(2) 追加</p>

供給約款（豊岡地区）	小売約款（豊岡地区）（新）	備考
37. 供給制限等の賠償 略	37. 供給制限等の賠償 (1) 略 (2) 当社（導管部門）が34又は35の規定により供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたためにお客さまが損害を受けられても、当社（導管部門）の責めに帰すべき事由がないときは、当社及び当社（導管部門）は賠償の責任を負いません。	(2) 追加
VII. 保 安	VII. 保 安	
38. 供給施設の保安責任 (1)～(3)略	38. 供給施設の保安責任 (1)～(3)略 (4) お客さまが当社（導管部門）の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社（導管部門）は賠償の責任を負いません。	(4) 追加
39. 周知及び調査義務 (1) 略 (2) 略 (3) 略	39. 周知及び調査義務 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) ガス小売供給に係る無契約状態の期間は、(1)から(3)の周知及び調査を実施できません。また、当社は、これに起因する一切の事象に対して責任を負いません。 (5) 当社は、ガス使用契約が成立する以前にお客さまがガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が、ガス事業法令に定められた周知及び調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責任を負いません。	(4)(5) 追加
40. 保安に対するお客さまの協力 (1)～(6)略	40. 保安に対するお客さまの協力 (1)～(6)略 (7) 当社（導管部門）は、必要に応じてお客さまの3(10)の境界線内の供給施設の管理等についてお客さまと協議させていただくことがあります。	(7) 追加
41. お客さまの責任 (1)～(4)略	41. お客さまの責任 (1)～(4)略 (5) ガス事業法第62条において、お客さまの責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。 ① ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと ② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が、経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと ③ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること	(5) 追加

供給約款（豊岡地区）	小売約款（豊岡地区）（新）	備考
<p style="text-align: center;">Ⅷ. そ の 他</p> <p>42. 使用場所への立ち入り 略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 検 針</li> <li>② 検査及び調査のための作業</li> <li>③ 当社の供給施設の設計、施工又は維持管理に関する作業</li> <li>④ 9 (1) から (4) の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業</li> <li>⑤ 34又は35の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業</li> <li>⑥ ガスメーターの法定検定期間満了等による取替えの作業</li> <li>⑦ その他保安上の理由により必要な作業</li> </ul>	<p style="text-align: center;">Ⅷ. そ の 他</p> <p>43. 使用場所への立ち入り 略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社の作業 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消費機器の調査のための作業</li> <li>② 10 (1) (3) (4) の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業</li> </ul> </li> <li>(2) 当社（導管部門）の作業 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）</li> <li>② 供給施設の検査のための作業</li> <li>③ 当社（導管部門）の供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業</li> <li>④ ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替の作業</li> </ul> </li> <li>(3) 当社又は当社（導管部門）の作業 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 34又は35の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業</li> <li>② その他の保安上の理由により必要な作業</li> </ul> </li> </ul>	変更
	<p>44. お客さまに関する情報の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社は、当社（導管部門）に39 (2) の法定の消費機器調査の結果等を調査後遅滞なく提供いたします。</li> <li>(2) 消費段階における事故が発生した場合、当社は事故現場で把握したお客さまの情報を当社（導管部門）から提供を受けます。</li> </ul>	44追加
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. 本供給約款の実施期日 本供給約款は、平成28年7月1日から実施いたします。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. この小売約款の実施期日 この小売約款は、平成29年4月1日から実施いたします。</p>	変更
	<p>2. この小売約款の掲示</p> <p>当社は、この小売約款を、営業所及び事務所のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この小売約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この小売約款を変更する旨、変更後のガス小売供給約款の内容及びその効力発生時期を周知します。</p>	付則2追加